

領事の公証業務

スペインの領事は、スペインの公証人のように公証業務を行うことができますが、これらの業務にはいくつかの制限があります。

領事は、勤務している国の法律が許す限り、公証業務を行うことができます。いずれにせよ、領事は外国でのみ効力を生じることを目的とした公証文書を認証することはできません。

スペインの領事は主に以下の公証案件を認証します：

- ・ 訴訟その他の目的のための一般委任状または特別委任状
- ・ 他の公正証書の承認または取り消しの公正証書
- ・ 相続放棄の公正証書
- ・ 遺言書
- ・ 婚姻契約
- ・ 署名の正当化

領事は、申請が現地法またはスペイン法に違反していると判断した場合、あるいは申請者が申告した情報の真実性、特に税務上重要な情報を確認する手段がない場合は、関与を控えることがあります。

行為を行う人や意思表示をする人が十分にスペイン語を理解できない場合、領事館に通訳を伴って自費で来る必要があります。ただし、領事が申請者の話す言語を理解できる場合はこの限りではありません。

スペインの名誉領事館は、公証業務を行う権限を持っていません。

スペインの公証人の前で遠隔での公証文書作成

スペインの領事による公証の機能に加えて、どの市民でも居住地に関係なく、対面する必要なくスペインの自分で選んだ公証人の前でビデオ会議を通じて特定の法律行為や取引を行うことができます。このオンライン手続きでは特別委任状や署名の認証、商業証書、そして株式売買を除くすべての商業および会社関連の行為や取引を行うことが可能です。ただし、一般委任状や予防的委任状（およびその取り消し）、遺言（宣言された疫病の場合を除く）、相続に関する手続き、抵当権、結婚関連の手続き、陳述書は一切できません。

このオンライン手続きは、公証人の電子ポータルサイトである「[市民向け公証ポータル](#)」を通じて行われます。同ポータルを利用するには、ポータルへの登録およびスペインで有効なデジタル証明書の所持が必要です。デジタル証明書をお持ちでない場合は、公証人を選定した後、当該の公証書作成または手続きのために、前述のポータルを通じて取得することができます。

地元の公証人の前での公証文書の作成

スペイン人が海外で効力を持つ文書を作成する必要がある場合は、現地の公証人に申請する必要があります。

また、外国の公証人の前で作成された公証行為も、適切に認証またはアポステイーユが付され、必要に応じて公式のスペイン語翻訳が添付されていれば、スペインでも効力を持つことができます。

基本法令

- ・ [1862 年 5 月 28 日の公証人法。](#)
- ・ [公証人の組織および運営規則を最終的に承認する 1944 年 6 月 2 日の法令。](#)